

12 悪臭関係

12- (1) 悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準（平成24年3月末現在）

※中核市（鹿児島市）及び権限移譲した市（薩摩川内市，鹿屋市，霧島市，奄美市）を除く。

① 敷地境界における規制基準

ア 物質濃度

（単位：ppm）

特定悪臭物質の種類	枕崎市 指宿市 垂水市 曾於市 伊佐市 志布志市 始良市 瀬戸内町	阿久根市 西之表市 日置市 いちき串木野市 南さつま市 南九州市 屋久島町 知名町	湧水町 錦江町 中種子町 和泊町	長島町 大崎町 東串良町 肝付町 南種子町 龍郷町 徳之島町
	A 地域	B 地域	A 地域	B 地域
アンモニア	1	2	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06	0.02	0.06
硫化エチル	0.01	0.05	0.01	0.05
二硫化エチル	0.009	0.03	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4	0.9	4
酢酸エチル	3	7	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3	1	3
トルエン	10	30	10	30
スチレン	0.4	0.8	0.4	0.8
キシレン	1	2	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.001	0.004

イ 臭気指数

市町名	区域の区分	臭気指数
出水市	悪臭防止法規制地域図に赤色で表示する区域	12
さつま町	悪臭防止法規制地域図に緑色で表示する区域	15

② 排出口における規制基準

ア 物質濃度

特定悪臭物質(メチルメルカプタン，硫化メチル，二硫化メチル，アセトアルデヒド，スチレン，プロピオン酸，ノルマル酪酸，ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとに①に掲げる規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条に定める方法により算出して得た流量

イ 臭気指数

①に掲げる規制基準の値を基礎として規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数

③ 排出水中における規制基準

ア 物質濃度

(単位：mg/L)

特定悪臭物質の種類	排出水の量の区分	枕崎市 指宿市 垂水市 曾於市 伊佐市 志布志市 始良市 瀬戸内町	阿久根市 西之表市 日置市 いちき串木野市 南さつま市 南九州市 屋久島町 知名町	湧水町 錦江町 中種子町 和泊町	長島町 大崎町 東串良町 肝付町 南種子町 龍郷町 徳之島町
		A 地域	B 地域	A 地域	B 地域
メチルメルカプタン	$Q \leq 0.001$	0.03	0.06	0.03	0.06
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.007	0.01	0.007	0.01
	$0.1 < Q$	0.002	0.003	0.002	0.003
硫化水素	$Q \leq 0.001$	0.1	0.3	0.1	0.3
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.02	0.07	0.02	0.07
	$0.1 < Q$	0.005	0.02	0.005	0.02
硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.3	2	0.3	2
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.07	0.3	0.07	0.3
	$0.1 < Q$	0.01	0.07	0.01	0.07
二硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.6	2	0.6	2
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.1	0.4	0.1	0.4
	$0.1 < Q$	0.03	0.09	0.03	0.09

※ Qは工場その他の事業場から敷地外に排出される排出水の量 (m^3/s) を表す。

イ 臭気指数

①に掲げる規制基準の値を基礎として規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数